平成２２年（フ）第６号
秋田県大館市片山町１丁目６番76号、前住所愛知県知立市東上重原５丁目６番地　パレス幸Ａ２－２号
債務者　櫻庭夕起雄
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２７号
茨城県石岡市府中３丁目10番17号ときわアパートＢ202
債務者　小林　榮壽
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第８号
富山県射水市三ケ3275番地３　サンシャイン小杉411
債務者　松之木昭博
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１９号
富山県射水市太閤山９丁目１番地　クローネ太閤山Ｂ―105
債務者　金瀬　秀子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２２４２号
京都市伏見区深草大亀谷八島町37番地２　ハイツカメリア101、申立時の住所京都市伏見区深草泓ノ壺町17番地４　藤和ライブタウン伏見202号
債務者　丸一　勝利
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２４３号
京都市伏見区深草大亀谷八島町37番地２　ハイツカメリア101、申立時の住所京都市伏見区深草泓ノ壺町17番地４　藤和ライブタウン伏見202号
債務者　丸一　友子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４４５号
京都市右京区鳴滝音戸山町６番地85
債務者　銘木彫刻看板ＡＩＭこと　岸本　正彰
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４４６号
京都市右京区鳴滝音戸山町６番地85
債務者　岸本真智子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３０号
京都市北区上賀茂六段田町43番地　高橋荘215
債務者　北山　光之
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６６号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目２番１号
債務者　熊井　輝雄
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５号
鳥取県倉吉市東昭和町30番地、旧住所鳥取県倉吉市東昭和町25番地２
債務者　樋口　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６号
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目167番地６、旧住所鳥取県鳥取市古海1039番地　県住３―306号
債務者　谷田多美子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿660番地28
債務者　町田　貴子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿660番地28、旧住所鳥取県東伯郡北栄町瀬戸282番地
債務者　小倉　一雄
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０８号
広島県三原市木原１丁目９番15―404号
債務者　佐野　生子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
広島県三原市宮沖３丁目６番５号
債務者　山崎　京子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
広島県三原市本町２丁目13番41号
債務者　石山　寛治（旧姓法代地・植田）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係